

# 群馬大学大学院社会情報学研究科研究指導教員委員会内規

平成26年4月1日 制定

改正 平成27年4月1日

## (設置)

第1条 群馬大学大学院社会情報学研究科に、群馬大学大学院社会情報学研究科研究指導教員委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学院の研究指導教員の資格審査に関すること。
- (2) 大学院の授業担当教員の資格審査に関すること。
- (3) その他大学院担当教員に関する重要事項

## (組織)

第3条 委員会は、大学院社会情報学研究科研究指導教員をもって組織する。

## (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

## (会議)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

## (専門部会)

第6条 委員会は、資格審査に関する具体的事項を検討させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

## (事務)

第7条 委員会の事務は、事務部において処理する。

## (内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。

## 附 則

- 1 この内規は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 群馬大学大学院社会情報学研究科研究指導教員委員会内規（平成22年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。